

## 公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程

- (平成24年4月1日理事長決定)
- (平成24年11月30日一部改正)
- (平成26年3月31日一部改正)
- (平成26年12月24日一部改正)
- (平成28年3月2日一部改正)
- (平成28年3月25日一部改正)
- (平成28年12月21日一部改正)
- (平成29年12月12日一部改正)
- (平成30年3月26日一部改正)
- (平成30年4月17日一部改正)
- (平成30年12月18日一部改正)
- (平成31年3月27日一部改正)
- (令和元年12月25日一部改正)
- (令和2年12月8日一部改正)
- (令和3年3月30日一部改正)
- (令和3年12月8日一部改正)
- (令和4年3月22日一部改正)
- (令和4年12月8日一部改正)
- (令和5年4月1日一部改正)
- (令和5年12月20日一部改正)
- (令和6年2月1日一部改正)
- (令和6年12月23日一部改正)
- (令和7年3月7日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、次の各号に掲げる公立

大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（学長及び臨時職員を除く。）
- (2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者（以下「再雇用職員」という。）のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）

（給料）

第2条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基づいたものでなければならない。

（給料表等）

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）
- (3) 指定職給料表（別表第3）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別に定める。

3 理事長は、第1項第3号の給料表の適用を受ける職員を除く職員の職務を別に定める基準に従い、第1項第1号又は第2号の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。

4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。

5 前2項の規定にかかわらず、特定業務職員及び契約職員の給料月額（給料の月額をいう。以下同じ。）は、別に定める。

6 第1項第3号の給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。

7 前第1条各項の規定にかかわらず、公立大学法人京都市立芸術大学職

員の育児休業等に関する規程第11条第3項の規定により認められた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前第1条各項の規定による給料月額に、その者の1週平均の正規の勤務時間数として定める時間数を常勤の職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 8 第1項第1号の給料表の適用を受ける職員には、公立大学法人京都市立芸術大学特任教員規程第2条に規定する特任教員（以下「特任教員」という。）を含む。ただし、特任教員の給料月額は、第3項により決定された額に10分の6を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）とする。

（昇給の基準）

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳（別に定める職員にあつては、56歳以上で別に定める年齢）に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の支給)

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第6条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。

3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第7条 第5条ただし書又は前条(第2項を除く。)の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等(公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)に規定する休日(第16条を除き、以下「休日」という。)及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難しい場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

2 前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族(次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。)のある職員に対して支給する。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹

(3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前2号に該当する者を除く。）

(4) 心身に著しい障害がある親族

第9条 扶養手当の月額は、扶養親族たる子については1人につき13,000円とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が7級であるものにあつては、3,500円）とする。

2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため、指定区間において自転車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（育児短時間勤務職員又は再雇用短時間勤務職員にあつては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内におい

て別に定める額) とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の自転車等の使用距離(以下「使用距離」という。)の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額(次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあっては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては500円をそれぞれその額に加算した額)

ア 使用距離が片道5キロメートル未満 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満  
4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満  
7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満  
10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満  
12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満

15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満

18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満

21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満

24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満

26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満

28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満

29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に応じ、別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に

定める。

(住居手当)

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）に対して支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額（その額が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第12条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、次に掲げる額の合計額の100分の10に相当する額とする。

(1) 給料月額

(2) 扶養手当の月額

(3) 管理職手当のうち別に定める額

3 前項の規定により難しい場合の地域手当の月額については、別に定める。

(大学院研究科手当)

第13条 学部の授業又は研究機関における研究に加え、大学院研究科の授業を常時担当する教員並びに博士論文指導担当教員に対して、大学院

研究科手当を支給する。

- 2 前項の大学院研究科手当の額は、別に定める額とする。
- 3 大学院研究科手当は、月1回支給するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、大学院研究科手当について必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第14条 職員が、正規の勤務時間（勤務時間規程に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）について勤務しないときは、勤務しない時間1時間につき、給与月額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。以下同じ。）を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。ただし、労働組合のための職員の行為の制限の特例に関する規程に規定するとき、又は勤務しないことにつき理事長の承認があったときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の承認の基準は、別に定める。
- 3 前2項の規定により難しい場合の給与の減額については、これらの規定にかかわらず、別に定める。

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した職員に対しては、その勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 休日以外の日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 育児短時間勤務職員又は再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超

えて、又は休日等に、勤務することを命じられてした前項第1号に掲げる勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その60時間を超えてした勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第16条 正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対しては、勤務1日につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の1.2倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支給することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日及び土曜日以外の日を勤務時間規程に規定する休日と定められている職員にあっては、同法に規定する休日が勤務時間規程に規定する休日に当たるときは、別に定める日）

(2) 1月1日から同月3日まで又は12月29日から同月31日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（夜間勤務手当）

第17条 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対

して勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35を夜間勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の特例)

第18条 監視、断続的業務その他職務の特殊性により第15条から前条までの規定により難しい場合においては、第15条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

2 管理職手当の月額は、給料月額の100分の25を超えない範囲内において別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額(第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員にあつては、当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額)とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下第24条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第23条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 特定業務職員及び契約職員以外の職員 100分の125（第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員にあつては100分の66.25、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の105）以内

(2) 特定業務職員及び契約職員 100分の70（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の60）以内

3 前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、その額に、

給料月額に100分の25を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

(1) 第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が5級以上である職員その他第2項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として理事長が定めるもの

(2) 第3条第1項第2号及び第3号の給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの

(3) 第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第41条の懲戒事由に該当して同規則第42条第4号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条第1項の規定により解雇された職員(同項第1号に該当して解雇された職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員

で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為

に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額については、別に定める。ただし、6月又は12月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 特定業務職員及び契約職員以外の職員 算定基礎額に100分の105（第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員にあつては100分の106.25、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 特定業務職員及び契約職員 算定基礎額に100分の50(管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3 前項各号の算定基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき第21条第3項に規定する合計額とする。

4 第21条第4項の規定は、第2項各号の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第4項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは、「第24条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日(第24条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第4条、第8条、第9条及び第11条の規定は、契約職員には適用しない。

2 第4条、第8条、第9条、第11条、第13条及び第15条から第19条までの規定は、第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員には適用しない。

3 第15条から第17条までの規定は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

4 第4条の規定は、特任教員及び特定業務職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第26条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給与月額及び別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数

で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第27条 休職中の職員（別に定める職員を除く。）に対しては、次の区分により給与を支給することができる。ただし、地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができる場合において、当該補償を受けることができる期間に係る給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）については、この限りでない。

- (1) 職員が結核性呼吸器病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当
- (2) 職員が前号以外の傷病により、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当、満1年を超え満2年に達するまでは給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当
- (3) 職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ10分の6以内

(扶養手当等の支給方法)

第28条 第8条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は、この規程で別に定めるものを除き、別に定める。

(京都市の職員から常勤の役員を兼務する職員となった者の取扱い)

第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、役員を兼務する職員（任命権者の要請に応じ、京都市の職員（京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）から引き続いて法人の常勤の役員となるため退職手当を支給されずに京都市を退

職し、かつ、引き続いて法人の常勤の役員となった者に限る。)の給与は、その者が京都市の職員であったものとした場合に給与条例により支給されることとなる給与を支給する。

(副学長を兼務する職員となった者の取扱い)

第29条の2 副学長を兼務する職員の給与は、その者が第3条第1項第1号又は同項第2号に規定する給料表を適用された場合に支給されることとなる給与を支給する。

(控除金)

第30条 職員に給与を支給する際、法令に別段の定め又は労働基準法第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除することができる。

(口座振替による支払)

第31条 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(補足)

第32条 理事長が特に必要と認めるときは、この規程に規定する給与以外の給与を支給することができる。

2 前項の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

3 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成24年11月30日理事長決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

(平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成24年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第21条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成24年4月1日において減額改定対象職員(適用される給料、その職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員をいう。以下同じ。)が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、地域手当、管理職手当及び役員手当の月額合計額に100分の0.37に乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成24年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(その他の経過措置)

4 この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則別表

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	85号給から129号給
	2級	65号給から105号給
	3級	52号給から89号給
	4級	25号給から77号給

附 則（平成26年3月31日理事長決定）

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日理事長決定）

（施行期日）

1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第10条第2項及び別表第1から別表第2までの規定は平成26年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

3 平成26年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成28年3月2日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) 別表第1から別表第3までの規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成27年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日理事長決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2 平成 28 年 4 月 1 日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成 31 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（住居手当に関する経過措置）

3 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学給与規程（以下「新規程」という。）新規程第 11 条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 29 年 3 月 31 日までの間における同条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 2 項各号中「12,000 円」とあるのは「17,000 円」と、「2分の1」とあるのは「32分の9」と、「16,000 円」とあるのは「9,000 円」と、「11,000 円」とあるのは「6,000 円」とし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における同条の規定の適用については、「12,000 円」とあるのは「14,000 円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の13」と、「16,000 円」とあるのは「13,000 円」と、「11,000 円」とあるのは「9,000 円」とする。

4 新規程第 11 条に掲げる職員（以下「新第 1 号職員」という。）に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学給与規程（以下「旧規程」という。）第 11 条の規定は、平成 31 年 3 月 31 日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第 1 欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第 2 欄に掲げる規定中同表第 3 欄に掲げる字句は、それぞれ同表第

4 欄に掲げる字句とする。

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	旧規程第 11 条第 2 項第 1 号	10,500 円	8,000 円
	旧規程第 11 条第 2 項第 2 号	9,500 円	7,500 円
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	旧規程第 11 条第 2 項第 1 号	10,500 円	5,500 円
	旧規程第 11 条第 2 項第 2 号	9,500 円	5,000 円
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	旧規程第 11 条第 2 項第 1 号	10,500 円	3,000 円
	旧規程第 11 条第 2 項第 2 号	9,500 円	2,500 円

- 5 新第 1 号職員に該当する者の新規程第 11 条第 2 項第 1 号の規定による住居手当の月額が、その者が新第 1 号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 11 条第 2 項第 1 号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第 11 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

(その他の経過措置)

- 6 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成 28 年 12 月 21 日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第 24 条第 2 項の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(勤勉手当の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則（平成29年12月12日理事長決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成29年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

(勤勉手当の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成30年3月26日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(昇給の基準に関する暫定措置)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成33年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程(以下「改正後の規定」という。)第4条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

(扶養手当に関する暫定措置)

- 3 施行日から平成33年3月31日までの間における改正後の規定第8条第1項の規定の適用については、同項中「子については1人につき10,000円(職員に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))がない場合であって、子

以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円)」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	配偶者については12,100円とし、扶養親族たる子については1人につき7,600円(職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については10,800円)
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	配偶者については10,300円とし、扶養親族たる子については1人につき8,400円(職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,900円)
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	配偶者については8,400円とし、扶養親族たる子については1人につき9,200円(職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,000円)

附 則 (平成30年4月17日理事長決定)

この規程は、平成30年4月17日から施行する。

附 則 (平成30年12月18日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第21条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は平成30年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成30年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年3月27日理事長決定）

この規程は、決定の日から施行する。

附 則（令和元年12月25日理事長決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

3 令和元年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年12月8日理事長決定）

（施行期日）

1 この規程は、決定の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る期末手当から適用する。

（期末手当の額の特例）

3 令和2年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第21条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令和3年3月30日理事長決定）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 2 月 8 日理事長決定）

（施行期日）

1 この規程は、決定の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の規程第 2 4 条第 2 項の規定は同年 1 2 月の支給に係る期末手当から適用する。

（期末手当の額の特例）

3 令和 3 年 1 2 月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第 2 1 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」と、「1 0 0 分の 6 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 7 . 5」と、「1 0 0 分の 1 0 0」とあるのは「1 0 0 分の 9 2 . 5」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 6 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 2 . 5」と、「1 0 0 分の 5 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 2 . 5」とする。

附 則（令和 4 年 3 月 2 2 日理事長決定）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 2 月 8 日理事長決定）

（施行期日）

1 この規程は、決定の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 2 4 条第 2 項の規定は令和 4 年 1 2 月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

3 令和 4 年 1 2 月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第 2 4 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 5」と、「1 0 0 分の 1 0 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 1 0」と、「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分

の125」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

附 則（令和5年4月1日理事長決定）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日理事長決定）

（施行期日）

1 この規程は、決定の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1、別表第2および別表第3の規定は令和5年4月1日から、改正後の規程第21条第2項及び第24条第2項の規定は令和5年12月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から適用する。

（期末手当の額の特例）

3 令和5年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第21条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

（勤勉手当の額の特例）

4 令和5年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

(給与の内払)

5 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和6年2月1日理事長決定)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月23日理事長決定)

(施行期日)

1 この規程は、決定の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1、別表第2および別表第3の規定は令和6年4月1日から、改正後の規程第21条第2項及び第24条第2項の規定は令和6年12月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和6年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第21条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の66.25」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同項第2号中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

(勤勉手当の額の特例)

4 令和6年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項第2号中「100分の50」とある

のは「100分の51.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

(給与の内払)

5 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和7年3月7日理事長決定)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する暫定措置)

2 改正後の規程第8条の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当は、扶養親族(次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。)のある職員に対して支給する。

(1) 配偶者

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹

(3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族(前号に該当する者を除く。)

(4) 心身に著しい障害がある親族

3 前項の場合における扶養手当の月額は、改正後の規程第9条第1項の規定にかかわらず、扶養親族たる配偶者については3,000円とし、扶養親族たる子については1人につき11,500円(職員に配偶者がいない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち1人については12,300円)とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については7,300円、職員が改正後の規程第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員であってその職務

の級が7級であるものにあつては、5,000円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については5,800円）とする。

別表第1 (第3条関係)

## 教 育 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	261,400	340,300	393,600	461,300
2	263,600	341,900	395,300	470,100
3	265,700	343,500	396,700	478,500
4	267,600	345,000	398,000	486,600
5	269,400	346,500	399,200	494,900
6	270,900	348,100	400,200	502,600
7	272,400	349,700	401,200	509,900
8	273,900	351,300	402,200	516,900
9	275,700	352,700	403,100	523,600
10	277,700	354,700	404,200	529,800
11	279,700	356,700	405,300	534,500
12	281,700	358,700	406,400	538,000
13	283,700	360,500	407,500	541,500
14	285,900	362,100	408,600	544,700
15	288,000	363,700	409,700	547,700
16	290,100	365,300	410,800	550,200
17	292,000	366,600	411,900	552,300
18	294,700	368,100	413,000	
19	297,400	369,500	414,100	
20	300,000	370,800	415,300	
21	302,600	372,100	416,300	
22	305,000	373,300	417,400	
23	307,400	374,500	418,500	
24	309,600	375,600	419,700	
25	311,800	376,700	420,600	
26	313,800	378,100	421,700	
27	315,800	379,400	422,800	
28	317,800	380,700	423,800	
29	319,800	382,000	424,800	
30	321,700	383,300	425,900	
31	323,600	384,600	427,000	
32	325,500	385,900	428,100	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
33	327,300	387,200	429,100	
34	329,200	388,400	430,300	
35	331,100	389,600	431,500	
36	333,000	390,700	432,700	
37	334,700	391,800	433,400	
38	335,900	393,000	434,300	
39	337,000	394,100	435,200	
40	338,100	395,200	436,000	
41	338,700	396,300	436,800	
42	339,100	397,500	437,700	
43	339,500	398,700	438,600	
44	339,900	399,800	439,400	
45	340,500	400,800	440,100	
46	341,000	401,800	441,000	
47	341,500	402,800	442,000	
48	341,900	403,700	442,900	
49	342,300	404,900	443,800	
50	342,700	406,300	444,700	
51	343,100	407,700	445,700	
52	343,500	409,100	446,600	
53	343,900	409,900	447,600	
54	344,300	410,900	448,600	
55	344,700	411,900	449,500	
56	345,100	413,000	450,500	
57	345,500	413,900	451,400	
58	345,900	414,700	452,300	
59	346,300	415,500	453,200	
60	346,700	416,200	454,200	
61	347,100	416,900	455,000	
62	347,500	417,800	455,400	
63	347,900	418,600	456,000	
64	348,300	419,200	456,600	
65	348,700	419,800	457,200	
66	349,100	420,200	457,900	
67	349,500	420,500	458,200	
68	349,900	420,800	458,800	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
69	350,300	421,100	459,200	
70	350,800	421,400	459,500	
71	351,200	421,600	459,800	
72	351,600	421,900	460,100	
73	351,900	422,100	460,400	
74	352,400	422,400		
75	352,800	422,700		
76	353,200	423,000		
77	353,600	423,200		
78	354,100	423,400		
79	354,600	423,700		
80	355,100	424,000		
81	355,600	424,200		
82	356,300	424,500		
83	357,000	424,800		
84	357,700	425,100		
85	358,300	425,300		
86	358,900	425,600		
87	359,500	425,900		
88	360,100	426,100		
89	360,600	426,300		
90	361,000	426,600		
91	361,400	426,900		
92	361,800	427,100		
93	362,200	427,300		
94	362,600			
95	363,100			
96	363,500			
97	364,100			
98	364,600			
99	365,000			
100	365,500			
101	365,900			
102	366,400			
103	366,700			
104	367,100			

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
105	367,600			
106	368,000			
107	368,500			
108	369,000			
109	369,400			
110	369,900			
111	370,300			
112	370,700			
113	371,100			
114	371,500			
115	371,900			
116	372,300			
117	372,700			
118	373,100			
119	373,500			
120	373,900			
121	374,200			
122	374,600			
123	375,100			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,200			
129	377,600			

備考1 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表第2（第3条関係）

## 一 般 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	169,800	224,200	251,700	285,600	324,600	354,900	398,300
2	170,900	224,800	253,600	287,500	327,200	357,700	401,100
3	172,000	226,600	255,400	289,400	329,700	360,400	404,100
4	173,100	228,400	257,300	291,400	332,300	363,200	407,100
5	174,200	230,100	258,800	292,600	333,700	365,700	410,100
6	175,300	230,700	260,800	294,400	336,300	368,500	413,000
7	176,400	232,500	262,100	296,100	338,900	371,300	416,000
8	177,500	234,300	263,500	297,500	341,500	374,100	418,900
9	178,600	236,000	264,300	298,600	342,900	376,600	421,900
10	179,900	237,800	266,000	300,800	345,500	379,400	424,800
11	181,200	239,600	267,300	303,000	348,100	382,200	427,800
12	182,500	241,400	268,300	304,500	350,600	384,900	430,800
13	183,800	243,100	269,400	304,700	353,200	387,500	433,700
14	185,200	243,300	270,800	307,000	355,800	390,400	436,700
15	186,700	244,800	272,000	309,300	358,400	393,200	439,700
16	188,200	246,300	273,500	310,600	360,900	396,100	442,600
17	189,800	247,900	275,000	310,800	363,500	398,700	445,500
18	192,800	249,000	276,800	313,100	366,100	401,700	448,500
19	195,400	250,400	278,300	315,400	368,600	404,700	451,500
20	198,000	251,700	279,800	317,700	371,200	407,700	454,500
21	200,200	252,700	280,000	319,900	373,800	409,400	457,400
22	202,800	253,600	281,700	321,400	376,400	411,600	460,500
23	205,000	255,200	283,400	323,100	378,900	414,500	463,600
24	207,300	256,500	284,800	325,000	381,500	417,300	466,600
25	209,400	257,500	285,000	326,800	384,200	420,100	469,300
26	211,700	258,000	286,700	328,400	386,900	422,700	472,400
27	213,900	259,400	288,500	330,100	389,600	425,400	475,400
28	215,100	261,400	289,800	331,800	392,200	428,200	478,500

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
29	216,200	262,100	290,000	333,700	394,900	430,800	481,400
30	218,000	263,300	291,900	335,400	397,200	433,300	484,700
31	219,200	264,600	293,400	337,300	399,700	436,000	488,100
32	220,400	266,200	294,500	339,000	402,300	438,700	491,300
33	222,100	266,700	295,100	340,600	404,900	441,500	494,700
34	223,700	267,900	296,900	342,500	407,300	444,100	497,700
35	225,300	269,200	298,300	344,200	409,600	446,800	500,600
36	226,600	270,300	299,700	345,900	412,000	449,400	503,700
37	227,300	270,900	300,200	347,500	414,000	452,100	506,600
38	229,100	272,100	301,600	349,300	415,800	454,700	509,200
39	230,800	272,700	303,000	351,000	417,900	457,200	511,900
40	231,300	273,900	304,300	352,700	420,000	459,800	514,500
41	231,500	275,100	305,300	354,400	422,100	461,500	516,900
42	233,200	275,800	306,700	355,900	424,100	463,800	519,100
43	235,000	276,600	308,000	357,600	426,000	466,100	521,300
44	235,500	278,100	309,500	359,300	428,100	468,400	523,500
45	235,700	279,300	311,000	361,300	429,800	470,700	525,800
46	237,100	279,500	312,300	363,200	431,300	472,900	528,000
47	238,600	280,700	313,700	365,000	432,800	475,100	530,200
48	239,700	282,300	315,400	366,900	434,400	477,200	532,400
49	239,900	283,500	316,900	368,200	435,700	479,300	534,700
50	241,200	283,700	317,600	369,500	437,100	481,300	536,700
51	242,400	284,700	319,100	371,000	438,600	483,300	538,900
52	243,900	286,400	320,400	372,300	440,100	485,300	541,000
53	244,100	287,700	321,700	373,500	441,500	487,300	543,000
54	245,500	287,900	322,500	374,700	442,700	489,300	544,800
55	246,900	288,800	323,900	375,900	443,800	491,200	546,600
56	248,100	290,300	325,300	377,200	445,000	493,100	548,300
57	248,300	291,900	326,400	378,300	446,000	495,000	550,200

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
58	249,500	292,100	327,400	379,300	446,800	496,800	551,900
59	250,400	293,500	328,800	380,300	447,800	498,600	553,600
60	251,600	294,900	330,000	381,300	448,800	500,400	555,300
61	252,500	296,100	330,500	382,100	449,800	502,100	556,900
62	252,900	296,600	331,600	383,000	450,700	503,600	558,600
63	254,100	297,800	332,300	383,900	451,700	505,100	560,200
64	255,400	299,000	333,300	384,500	452,700	506,500	561,900
65	256,700	300,200	334,300	384,900	453,500	507,900	563,500
66	256,900	300,800	335,200	385,500	454,500	509,100	564,600
67	258,100	302,000	336,200	386,100	455,500	510,300	565,800
68	259,600	303,100	337,000	386,700	456,400	511,500	567,000
69	260,900	304,300	338,200	387,300	457,200	512,700	568,000
70	261,100	305,000	339,200	387,900	457,800	513,500	569,200
71	262,500	306,100	340,300	388,500	458,700	514,200	570,400
72	263,900	307,300	341,400	389,100	459,600	514,900	571,600
73	265,100	308,400	342,100	389,700	460,500	515,600	572,500
74	265,600	309,400	343,000	390,300	461,200	516,300	573,700
75	266,900	310,400	344,100	390,900	461,900	517,000	574,900
76	268,200	311,400	345,100	391,500	462,600	517,600	576,100
77	269,300	312,300	346,000	392,100	463,400	518,200	577,000
78	270,100	312,900	346,800	392,700	464,100	518,600	578,100
79	271,200	313,700	347,800	393,300	464,800	519,000	579,300
80	272,300	314,600	348,800	393,900	465,500	519,400	580,500
81	273,400	315,500	349,700	394,500	466,300	519,700	581,500
82	274,400	316,400	350,400	395,100	467,000	520,100	
83	275,400	317,300	351,300	395,700	467,700	520,500	
84	276,400	318,100	352,300	396,300	468,400	520,900	
85	277,400	318,700	353,300	396,900	469,200	521,200	
86	278,200	319,500	354,300	397,500	469,900	521,600	
87	279,000	320,200	354,900	398,100	470,600	522,000	

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
88	279,500	320,900	355,900	398,800	471,300	522,400	
89	279,700	321,700	356,700	399,300	472,100	522,700	
90	280,200	322,500	357,500	399,900	472,800		
91	280,700	323,200	358,400	400,500	473,500		
92	281,200	323,900	358,900	401,200	474,200		
93	281,500	324,700	360,000	401,700	474,900		
94		325,300	360,800	402,300	475,500		
95		326,000	361,800	402,900	476,200		
96		326,700	362,800	403,600	476,900		
97		327,500	363,300	404,100	477,700		
98		328,100	364,000	404,700			
99		328,800	364,900	405,300			
100		329,500	365,900	406,000			
101		330,300	366,600	406,500			
102		331,000	367,100	407,100			
103		331,700	367,900	407,700			
104		332,400	368,800	408,400			
105		333,000	369,600	408,900			
106		333,700	370,000	409,500			
107		334,400	370,900	410,100			
108		335,100	371,700	410,800			
109		335,500	372,500	411,300			
110		336,200	373,200	412,000			
111		336,900	373,600	412,700			
112		337,600	374,200	413,200			
113		338,000	374,900	413,700			
114		338,500	375,600	414,300			
115		339,000	376,200	415,000			
116		339,500	376,600	415,700			

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
117		339,800	377,000	416,100			
118		340,300	377,500				
119		340,800	377,900				
120		341,300	378,300				
121		341,600	378,500				
122		342,100	378,800				
123		342,600	379,300				
124		343,100	379,800				
125		343,400	380,000				
126		343,900	380,200				
127		344,400	380,600				
128		344,900	381,100				
129		345,200	381,400				
130		345,700	381,600				
131		346,200	382,000				
132		346,700	382,500				
133		347,000	382,800				
134		347,400	383,200				
135		347,700	383,400				
136		348,000	383,900				
137		348,300	384,200				
138		348,600	384,600				
139		348,900	385,100				
140		349,200	385,300				
141		349,500	385,500				
142		349,800					
143		350,100					
144		350,400					
145		350,600					
146		350,900					

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
147		351,200					
148		351,500					
149		351,700					

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

指 定 職 給 料 表

職 名	給料月額
副学長	716,000 <span style="float: right;">円</span>